

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 経済のデジタル化に関する国際課税についての青写真と米国提案

OECDは2020年10月、BEPS包括的枠組みにおいて「経済のデジタル化に伴う国際課税についての青写真」を公表し、2021年7月に開催されるG20前までに包括的枠組みでの合意を目指しています。本稿では、青写真の概要と2021年4月8日にバイデン政権よりOECDに提示された米国提案について議論の大枠を確認したいと思います。

経済のデジタル化に伴う国際課税についての青写真

情報通信技術の発達により、店舗などの拠点を設けなくても、物の販売やサービス提供等多くのことがインターネットを通じて行うことができるようになり、国際的IT企業を中心に、拠点を持たない国に対するサービスを国外から行う企業が増加し、国際的な課税権の問題が生じていました。経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応は2012年に始動したBEPSプロジェクトに端を発し、2020年10月には、BEPS包括的枠組みにおいて経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応として、第一の柱：市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し、第二の柱：軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入に関する制度設計図「青写真」がとりまとめられました。

従来の課税方法では、「PE¹なければ課税なし」の国際課税原則により、多国籍企業が物理的拠点を有しない市場国における事業活動から獲得する利益に対しては、市場国には課税権がない状況がありました。第一の柱では、大規模な多国籍企業グループの超過利益の一定割合（利益A）について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国に対して新たに課税権を配分するルールが提示されています。また、市場国において子会社やPEにより多国籍企業グループのために行われた基礎的販売・マーケティング活動について「独立企業原則」に基づき一定の固定利益率で計算された利益（利益B）を市場国に保証するルールが検討されています。

さらに、第二の柱では、市場国以外の軽課税国に所在する子会社への無形資産の移転に伴う利益移転が、市場国でも軽課税国においても二重非課税となる問題に対して、親会社の所在する国において、国際的に合意された最低税率による法人税課税を確保するルール（ミニマム課税）の導入が検討されています。

「第一の柱」「第二の柱」合意へ向けた課題と米国提案

「青写真」には、各国の利害が複雑に絡んでいることや、重要な数値基準が明確に示されていないなど、制度の具体化に課題がありました。

第一の柱の素案は、利益Aの適用対象を自動化されたデジタルサービス(ADS)や消費者向けビジネス(CFB)を行う企業としていました。業種による対象企業の判定は、適用範囲の不明確さやセグメント区分の実務的な困難さを指摘する声も強く、決着が見通せない状況が続いていました。このような状況の中、2021年4月8日に米国政府から包括的枠組の幹部メンバーに対して、業種ではなく「数値基準」により対象企業を判定する提案がなされました。具体的には、売上(Revenues)と利益率(Profit margins)それぞれの基準値を設けることにより、当初2300社程度見込まれていた対象企業を全世界で100社以下に絞りこむ提案です。

米国は、第二の柱であるミニマム課税の導入に強い意欲を示しています。米国は連邦法人税率を21%から28%まで引き上げ、成長戦略の財源に充てることを予定しており、当初その4分の3にあたる21%を最低税率として想定していましたが、難色を示したアイルランドなど低税率国に配慮する形で15%下限案を提示しました。

¹ Permanent Establishment：恒久的施設

米国の提案は7月の合意へ向け大きく歩み寄る一方で近年欧州やインド各国で独自に導入されてきたデジタル課税については、明確な停止を求めており、各国の動向により今後の合意可能性に影響があることを示唆しています。

米国提案に対する反応

2021年5月19～20日に行われたオンライン会議においてOECDは関係国の交渉担当者に米国提案に沿った新たなルールに基づく試算を示しました。具体的には、業種ではなく数値基準として、売上高100億ドル（約1兆1,000億円）以上、利益率の水準を15%～20%以上とする案などがあがっています。これらの水準は米国IT大手企業（GAFA）を念頭にしており、関係国はGAFAが確実に含まれる水準を視野に入れた調整を行っていくものと思われます。

ミニマム課税の最低税率についても、米国が15%下限まで譲歩したことにより、実現性が高まったとの見方もあり、OECDの目指す7月G20での合意へ向けて協議が加速する可能性があると考えられます。具体的な基準で各国の利害調整ができるかが合意のカギとなりそうです。

お見逃しなく！

1. 財務省によれば、現在提案されている売上及び利益率の試算であれば、日本企業はほとんど適用範囲には含まれない見通しであり、大きな影響はないと考えられています。
2. 一方で、ミニマム課税については、国内法のタックス・ヘイブン対策税制との関係など、二重課税が生じないかどうか制度の細部に注意が必要であり、今後の動向が注目されます。その他、世界最低限度税率での課税について、能動的事業活動に対する課税の免除が認められないことになれば、新興国や途上国での事業活動に影響が生じる可能性が考えられます。